

委員会レポート（常任委員会・所管事務調査）

◎民生常任委員会

令和6年7月24日の民生常任委員会において、新たに正副委員長が選任されました。

委員長	荒 貴賀
副委員長	小田 新紀

◎産業建設常任委員会

【所管事務調査】

・令和6年7月29日

○林業の現況を調査

※「委員会クローズアップ」（P18）に資料の抜粋を掲載しています。

議会広報研修会に参加

8月20日、北海道町村議会議長会主催による議会広報研修会が札幌市で開かれ、4人の議員が参加しました。

一般社団法人自治体広報広聴研究所代表理事・広報アドバイザー金井茂樹氏から「読者に読まれる議会報の企画と編集」として講義を受けました。議会報が住民と一緒にまちづくりを進める媒体とし

て有効に機能するように、企画やレイアウトの見直しを含め改善策を議論することが必要だと感じました。



議会広報研修会
（札幌市：8/20）

全員協議会を開催

8月6日、全員協議会を開催しました。

【義務教育学校「まくべつ学園」校舎の増改修（案）】

義務教育学校の校舎となる現幕別中学校校舎の南側に新たに教室を増築し、1階と2階からスムーズに移動できる渡り廊下を設置する。また、職員室を1階中央部分に、児童生徒玄関を駐車場に近い位置に新たに配置するなど校舎の増改修案について学校教育課から説明を受け、質疑を行いました。

【アイヌ文化拠点施設常設展示基本計画】

展示テーマを「アイヌ民族の歴史」「伝統文化」「伝承への取組」とし、常設展示室を「ようこそ幕別アイヌの世界へ」「身近に存在するアイヌの文化」「アイヌ民族の歴史」「アイヌ民族の伝統文化」「チロツトライブラリー」の五つのゾーンに分類した展示内容とすることについて生涯学習課から説明を受け、質疑を行いました。

議員研修会を開催

9月20日、議会運営委員会によるタブレット端末の操作研修を行い、基本的な操作やグループウェアへのアクセス方法について確認しました。



タブレット端末操作研修
（9/20 議員研修会）

タブレット端末による議案閲覧などの本格的な導入は、令和7年3月の第1回定例会から実施を予定しています。

本会議中に避難訓練を実施

9月25日、第3回定例会最終日の本会議中に役場庁舎避難訓練を実施しました。

議場内に地震発生の際内放送が流れると、机のそばに身をかがめてシェイクアウト（低い姿勢で、頭を守り、揺れが収まるまで動かない）を実践。火災発生と避難開始を促す放送を受け、屋外に避難し、本会議開会中の災害対応を確認しました。



シェイクアウト訓練の様子
（9/25 役場庁舎避難訓練）

幕別町議会基本条例の検証結果についてお知らせします

幕別町議会基本条例は、議会運営における規範的事項を定めることにより、幕別町民から負託を受けた幕別町議会としての役割を発揮するとともに、住民福祉の向上に寄与することを目的に平成26年4月1日に制定しました。

本条例には、これらの目的を達成するための議会や議員としての責務が規定されており、条例第21条では、必要に応じて条例に規定する目的が達成されているかどうかを検証し、その結果について町民に公表することとしています。

本条例が施行してから10年目の節目を迎え、令和元年に行った検証から5年が経過することから、改めて本条例の目的が達成されているかどうかの検証を行いましたので、「今後努力を要する項目」について、お知らせいたします。

条項・条文		検証結果（評価の理由・意見等）
（議会の活動原則） 第3条第4号	町民にとって分かりやすい言葉を使うなど、町民の傍聴及び参加の意欲を喚起する議会運営に努めること。	年間を通して、議会を傍聴する町民が少なく、参加の意欲を喚起する議会運営に努める必要がある。
（議員の活動原則） 第5条第3号	合議制の機関であること及び議員間は平等であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	議員平等の原則を十分に認識するとともに、活発な自由討議により議論を高めていく努力が必要である。
（会派） 第6条第2項	会派は、政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成し、政策立案、政策決定、政策提言等に関し主体的に活動するものとする。	将来的に、会派のあり方について議論する必要がある。
（町民参加及び町民との連携） 第7条第3項	委員会の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めなければならない。	参考人制度や公聴会制度を活用する機会（必要性）がなかったが、制度を十分理解し、必要な時は制度を活用し、議会の討議に反映できるよう努める。
第7条第5項	議員と町民が町政全般にわたり情報及び意見を交換する場を多様に設けるよう努めなければならない。	コロナ禍の影響もあり、意見交換の場が年1回しか開催できなかったが、更に多くの町民が参加でき、意見を交換する場となるよう改善するとともに、多くの機会を設けるよう努力する。
（自由討議による合意形成） 第12条第1項	審査に当たって委員相互間の自由な討議に努めるものとする。	更に活発な自由討議を行い、議論を高めていく努力が必要である。
（委員会の適切な運営） 第13条第3項	町政課題に柔軟に対処するため、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催するよう努めるものとする。	コロナ禍の影響もあり、意見交換の場が年1回しか開催できなかったが、時期、対象、内容等を検討し、一層の機会の充実に努める必要がある。
（議会図書室の設置） 第15条第1項	議員の調査研究及び資質の向上に資するため、議会図書室の充実に努め、適正に管理し運営するものとする。	議会図書室は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究及び資質の向上に資するために設置されており、有効活用にあつた努力が必要である。
（議員定数） 第18条第1項	人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村等との比較検討をするとともに、多様な町民意思を十分に反映でき、かつ、合議制の機関として活発な議論が可能となるよう、総合的な観点から決定するものとする。	今後の人口減少を見据え、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村等との比較検討をするとともに、多様な町民意思を十分に反映できるよう議員定数について、議論する必要がある。
（議員報酬等） 第19条第1項	そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、幕別町特別職給料及び議員報酬審議会条例に定める審議会の意見を参考にするものとする。	議員の職務、職責に見合う適正な議員報酬のあり方について検討する必要がある。